

宮城県保育士等キャリアアップ研修受講修了証交付要領

(目的)

第1条 この要領は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付け雇児保発第0401第1号）の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）に基づく研修（以下「キャリアアップ研修」という。）の修了証の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(対象の研修)

第2条 対象の研修は、次の要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 研修分野 国ガイドラインの3（1）に定める研修分野であること。
- (2) 研修内容 国ガイドラインの別添1「分野別リーダー研修の内容」のとおりとし、「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしていること。
- (3) 研修実施期間 平成30年度から

(交付)

第3条 県は、同一分野のキャリアアップ研修を15時間以上受講した者について、受講状況やレポートの提出等を確認し、国ガイドラインに定める修了証を交付するものとする。

2 県は、キャリアアップ研修受講者のうち、同一分野の研修時間が15時間に満たない者について、研修実施日を単位として受講状況やレポートの提出等を確認し、別表様式1に定める一部修了証を交付するものとする。

なお、一部修了証の修了証番号は「一部修了証の発行年（2桁（西暦の下2桁））－研修種別番号（1桁）－番号（5桁）」とし、「研修種別番号」は国ガイドライン別添2のとおりとする。

3 前項による一部修了証の交付の後に、同一分野について前2項の修了証等の交付を受けようとする者は、当該一部修了証を県に返還するものとする。

4 県は、第1項及び第2項による交付を行う際に、必要に応じて、研修受講状況について、受講者に対して照会を行い、報告を求め、又は資料の提出を指示することができる。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については宮城県保健福祉部子育て社会推進室長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。